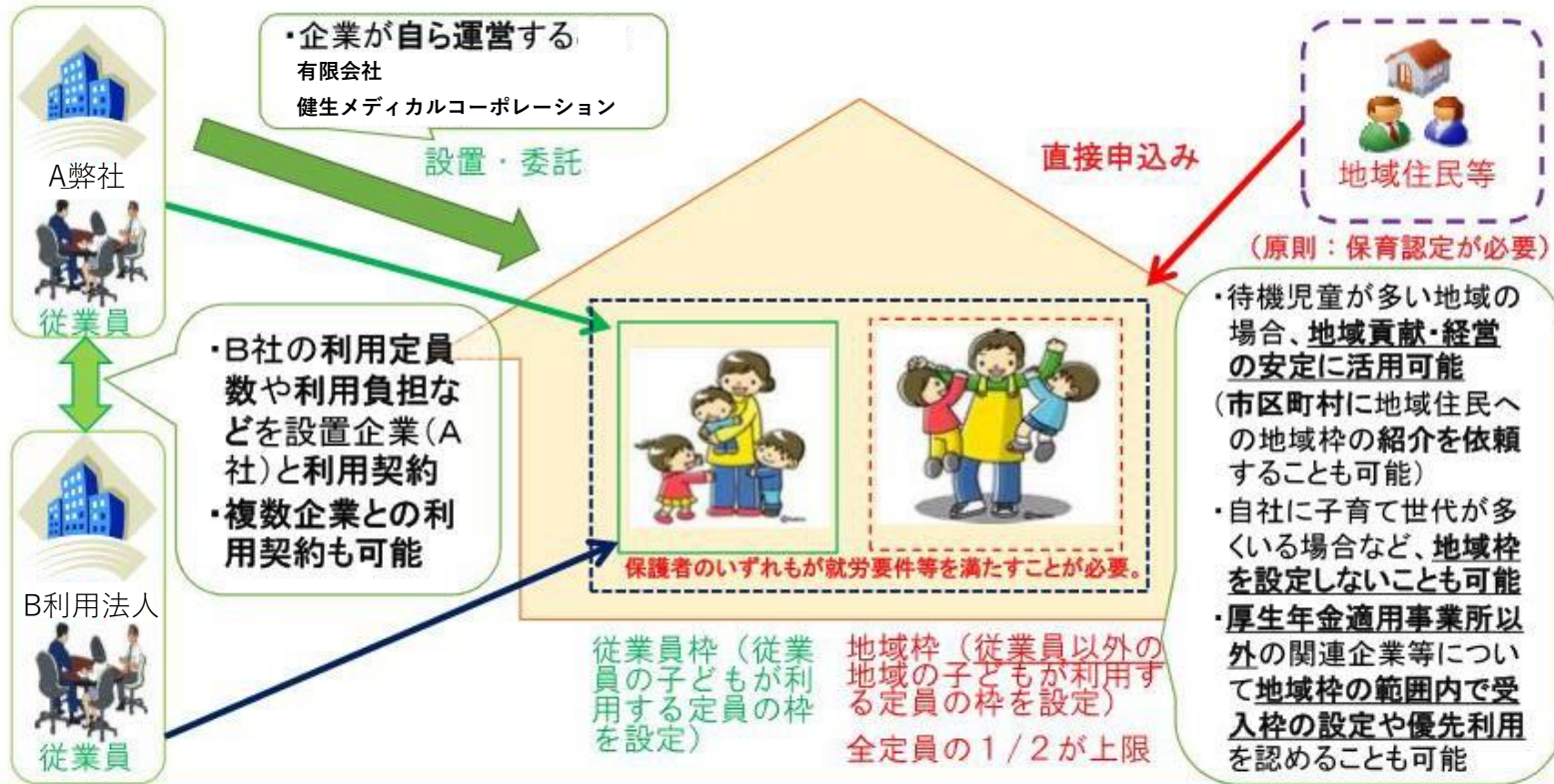


# 企業主導型保育の利用イメージ(共同利用型)



## 共同利用契約の留意点

契約の形式は問わないが、利用を行う企業の利用定員数及び費用負担を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)である必要あり。(拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能)

複数企業との利用契約も可能。